終戰前後十年の回顧

大 濱 信 泉

目次

まえがさ

一、戰爭と大學の變貌

、戰後の學制改革と新制學部の發足

三、新制大學院の開設

四、教授の陣容

六、早稻田法學・法學會誌その他五、學界の民主化と法學部教授の活躍

ま え が き

念號」(第十三卷)と昭和十六年の「皇紀二千六百年記念論文しては、前にも二回の例がある。昭和七年の「創立五十周年記特輯號を刊行するととになつた。歷史にちなんだ記念特輯號とえる。そとで早稲田大學法學會においても、その記念のために早稲田大學は、今年十月二十一日をもつて創立七十周年を迎

終戦前後十年の回顧

集」(第二十卷)が、それである。

でありながらあのように强靱なのは、適常な同隔 でありながらあのように强靱なのは、適常な同隔 であったので、いきおいそれは早福田法学としては最初の記念 最元彦教授が筆をとられたが、早稲田法学としては最初の記念 展元彦教授が筆をとられたが、早稲田法学としては最初の記念 展元彦教授が筆をとられたが、早稲田法学としては最初の記念 になったので、いきおいそれは早福田法学としては最初の記念 は、その後十年を經過したときのことであったので「最近 があるであるう。そこで前二回の記念號においても、それぞれ の選戯が場載された。五十周年記念號には、常時の法學部里寺 と聴じて、常時法學部の教務主任であつた 中村宗雄教授によつて書かれた。それからさらに十年の時か流 中村宗雄教授によつて書かれた。それからさらに十年の時か流 中村宗雄教授によつて書かれた。それからさらに十年の時か流 中村宗雄教授によって書かれた。それからさらに十年の時か流 中村宗雄教授によって書かれた。それからさらに十年の時か流

にあつたという縁によるものである。

理・工中心主義への移行等をあげるべきであろう。いま想い出生收容定員の削減、文教政策における法・文・經偏重主義まり生收容定員の削減、文教政策における法・文・經偏重主義まりない。大學制度の上に最も深刻な影響を及ぼした戰時惜置としては、在學年限の短縮すなわち繰上卒業、軍事教練の强化、學ない。大學制度の上に最も深刻な影響を及ぼした戰時惜置とした、在學年限の短縮すなわち繰上卒業、軍事教練の强化、學ない。大學制度の上に最も深刻な影響を及ぼした戰時間置としては、日本の歷史がその根抵からゆすぶられたまことに運命との後の十年といえば、終戰の前後にまたがるが、この十年

の進出と活躍のことであろう。

、戰爭と大學の變貌

昭和十六年十二月八日は、日本が民族の運命を賭して無謀に、北大學も暫くの間は直接の影響を感じなかつた。しかし大學及び大學も暫くの間は直接の影響を感じなかつた。しかし大學及び大學も暫くの間は直接の影響を感じなかつた。しかし大學及び大學も暫くの間は直接の影響を感じなかつた。しかし大學及び東門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、専門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、東門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、東門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、東門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、本人工の動令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限一六日の勅令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限一六日の勅令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限一六日の勅令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限一六日の勅令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限一六日の勅令(第九二四號)により、大學學部等の 存學 年限上げ、名れぞれ十二月または九月に卒業式を施行したことは繰上げ、それぞれ十二月または九月に卒業式を施行したことはいうまでもない。

目をならべただけでも、

してもぞつとすることばかりであるが、とにかくこれだけの項

戰時中の 大學の姿が ほぼ 推測できよ

は學徒の勤勞は、主として農村の手傳に向けられたが、後にはが組織的に行われたのは、昭和十八年以降のことである。當初家總動員法に基く勅令及び文部省令があるが、學徒の勤勞動員第二の方策は、學徒の勤勞動員である。この點についても國

本の文化のためにも空白時代というほかはない。
本の文化のためにも空白時代というほかはない。
まい、常時の學生にとつてはまことに氣の毒であつたが、また日本燃火機川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生式の川崎工場、東京計器の集村に、あるいは昭和電工株での建設等に分散して動労に従来の表別に表別であるいは明和電工株では、大學部の學生にとつてはまことに氣の毒であつたが、また日本の文化のためにも空白時代というほかはない。

除いてほとんどすべての學生が直ちに兵役に服することになつ除いてほとんどすべての學生が直ちに兵役に服しなければかられていたが、昭和十六年とれを二十三歳まで微葉延期の特典が與えられていたが、昭和十六年とれを二十三歳まで微葉延期の特典が與えられていたが、昭和十六年とれを二十三歳まで微葉延期の特典が與えられていた尊者に對しては二十五歳まで微葉延期の特典が與えられていた尊者に對しては二十五歳まで微葉延期の特典が與えられていた尊者に對しては二十五歳まで微葉延期の特典が與えられていた尊者に對しては二十五歳まで微葉延期の特典が與えられていた尊者に對しては二十五歳まで微葉延期の特典が強えられていた。

「というない。」

「「ないっ」というでは、大学学部の在此、微兵に論に下等の一連の措置である。 從前は大學学部の在此、微兵に論に下等の一連の措置である。 從前は大學学部の在此、微兵に論した。

は、自動的に卒業の措置がとられたからである。 は、自動的に卒業の措置がとられたからである。 は、自動的に卒業の措置がとられたからである。 は、自動的に卒業の措置がとられたからである。 は、自動的に卒業の措置がとられたからである。 は、自動的に卒業の措置がとられたからである。

學生數の激減は、大學的整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中での具體化の方途として、文科系學部の學生定員は一學年四十名の土に對して理科系三の割合であつたとは、國の方針としていわゆる理主文從の文教政策が提唱されたことである。學問の分野を文・理の二大系統に分けた場合、學生の分布は、大體文科系の七に對して理科系三の割合であつたという。これを逆の比率の七に對して理科系三の割合であつたという。これを逆の比率の七に対して理科系三の割合であつたという。これを逆の比率の七に対して理科系三の割合であつたという。これを逆の比率の上に対して理科系三の割合であつたという。これを連切という。というとともれたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中でとされた。

にしてこの無謀な計画は、敗戦によつて强行を阻まれた。との政策が私學に大衝撃を與えたことはいうまでもないが、幸收入滅に對しては國設をもつてこれを信うとのことであつた。本大學と慶應義塾大學とはこれを存置し、學生數の減少に伴ら

一、學制改革と新制學部の發足

ととにした。そとで本大學においても、この新制度の切替の具 三年、大學學部四年のいわゆる六・三・三・四の體系に改める 校及工手學校等があつて、學校集團の觀があつた。ところで學 三科(政・法・商)、高等師範部(四年制)及び早稻田専門學校 令による政・法・文・商・理工の五學部、専門學校令による専門部 早稻田大學には、大學豫科令による第一、第二高等學院、大學 なわち晝間授業の部は第一學部、 ら發足することに決定された。なお學部については、全日制す けて當該學部の具體案を作成した。その結果、新制の高等學校 か、各學部においても、これと並行してそれぞれ小委員會を設 體策を樹立するため、全學的の教育制度改革委員會を設けるほ 校教育法は、正規の學校を小學校六年、中學校三年、高等學校 終戰後の變革中記錄にとどめておかなければなら ない なんといつても學校體系の新制度への切替であろう。 昭和二十三年四月から、新制學部は、昭和二十四年四月か (政・法・商)のほか、各種學校の部類に屬する高等工學 定時制の夜間授業の部は第二 ح ح

> 學・・文學・理工・商卓の五辜部をおくととになつた。そして 置されたものであつて、旣存のものの組織の變更とみるべきも も授業については、原則として學部の該當科目の授業を聽辞さ 修了者と卒業生は、常初から學部への進學を登想したものでは 學年修了者と同様に學部の一年に移行させた。しかし第二學年 件で入學を許可してあつたので、その修了者は高等學院の第一 了著は、それぞれ新制學年の一、二、三年に絹入し、とれによ 建で進むことになつた。そして舊高等學院の一、二、三年の修 年までの課程をもつて砂足することとし、學部は暫時新香二木 しない方針をとり、新制學部については、第一學年から第三學 のではない。舊制の學示は、昭和二十四年度以降は學生を募集 新制の學部及び高等學校(高等學院)は、制度としては新に設 學部と呼ぶこととし、第一學部としては、政治經濟・法學・文 せる方法がとられた。 は専門部または専門學校の課程で益級することにした。 れ第二學年及び第三學年への移行編入を認め、殘存者について ないので、一定の基準を定め、志望者について無害の上それぞ って舊制高等學院は廃止された。なお専門部及び専門學校の第 學年生は、新制學部發足の曉にはその第一學年に編入する條 政治經濟·法 もつと

相當廣範圍に一般教養科目が配置されたこと、凶學生の自學自新制學部の目立つ特徴としては、①専門科目の偏重をさけ、

いら構想に立脚して、學生の尼思すべき單位數を限定したとと、 警を重んじ、

一時間の講義に對し二時間の準備時間を與えると

科及び實技が加えられ、すべての學生がこれを履修しなければ (3)單位制を徹底したこと、(4)正規の科目として體育に開する學

ならないようになったことなどかあげられる。 新制學部については、學科課程、教授の組織、設備及び諸施

準に準據したものであるが、ここで一言しておきたいことは、 に値いする。法學部の五記の學科配當は、むろん的記の大學基 の大學を通して他に除り例のたいことであり、このことは銘記 はこの審査を禁除件で逍過した。無條件通過は、國・公・私立 經た上でとれを認可する作品になつてあるか、本大學の各學部 設等について基準が設けられ、大學談遣審議會の嚴密な審査を

> 書室の施設が講義の聴講また復習のために設けられていること のといわなければならない。なおこの關連においては、學生讀 て履修單位を徒に増加することは、新制度の精神に背致するも 大學基準の一二四單位もこの構想の上に立つものであり、從つ 生をして十分に自學自習させることを理想とするものであり、 大學においては、講義一時間に對し準備時間二時間を與えて學 **摻がすくないようにみえる。しかし前にも指摘したように新制** 四單位であり、これを他の大學に比べると、たしかに學生の負 は一二八單位以上と定めたことである。兩者の開きはわずかに 大學基準によると、學生の履修すべき單位は、體育の四單位を ふくめて一二四單位以上になつているに對して、わが法學部で

酂 1.12 學部學 科配當

を考慮に入れるべきであろう。

(二七、四、八現在)

錦

4<u>j£</u>

130 150

	選	## 	第	學
二外因語一英		ヶ國語 狐	一外四語、炎	科
-4. r.i	語		語	1
2	4	4	4	· 哈 数
1	1	1	11	紅数
2	4	4	4	型位
植木、	數江、	油土	石井、	
河井	整尾	並	西	擔
			植木、	
			齊藤、	當
			椎名、	教
ı			千葉、	
			川縣、	員
			渡邊	(五十音順)

終戦前後十年の回題

				般	敎		育	科		目				外				國
	選擇必修	三科目	自然科學系		選擇必修	二科目	社會科學系		選擇必修	二科目	人文科學系			追挂业 俊	泽 公	I	ーケ 國語	
物	生	數	人	自然	政	經	法	國	歷		人女	哲	佛	涸	露	中國	佛	稻
理	物		類		治	濟		語	史	學概	文地理		語(中	語中	語 (初	語(初	語(初	語(初
學	學	學	學	学	學	學	學	學	學	論	學	學	殺	秘)	初級)	初級)	初級)	初級)
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4
2	2	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2
徐皓	向坂	服部	西村	服部(二組)、松原(一組)	吉村	酒枝	一又(前期)、外岡(後期)	加藤	深谷	本間	中島	樫山	村上	川原	ブブノワ、宮坂	寶藤	数江(8)、町田(8)	岡田(8)、川原(8)

		外			國.		語		專	F	1 1	阧	目	學
人文科學系		選擇必修	ーケ國語	第二外國語		選擇必修	一ケ國語	第一外國語		必修		無選擇		字科
心理	露	中國	佛	獨	英	佛	獨	英	刑	商法	民法	民法	憲	
學	語	語	語	語	語	語	語	語	法	部	三部	部	法	目
2	2	2	2	2	2	4	4	4	2	2	1	2	2	時數
1*	1	1	3	3	1	1	1	11	2	2	1	1	2	組數
4	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	2	4	4	單位
伊藤	宮坂	實藤	教江(一組)、村上(二組)	浦上(一組)、岡田(二組)	木村、齊藤	町田、鷲尾	浦上、青柳	安部、石井、內山、植木、工藝、酒井、齊藤、千葉、山縣、渡	江家、齊藤	大濱、星川	外岡	中村(宗)	有倉、鵜飼	擔 當 数 員 (五十章順)

第二

年度

育

體

2

三九

ACTION ACTION	朴	01.000 TOP-W1	BENKLINK PRIVER			目			1961	
	選		外		必		無		Ē.	箉
	択必	科	国				選			200
	修	目	法		修		擇		科	三
比	够	TH,	英	行	刑	民	南	民		年
較			米	政	訴	訴	法	法		
恁			. 7.					=	目	度
法 ——	公	法	法	法	法	法	部	部		
	2	2	2	2	2	2	2	2	時 数	
1	1	1	1	1	2	1	2	2	組数	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	單位	
大西(一政に合併)	又	- 岩野	水田	有倉	江家、齊藤	中村(宗)	大濱、大野	戒能、大場	損當数員(五十音順)	

	一般	教育科目
	選擇必修	選擇必修目
H.I.	統武	漢宗論
	計會	教 理
育	學 學	文 學 學
	2 2	$\cdot 2 2 2$
		① 1 • 1
2	4 4	2 4 4
	保田(一政に合併)	(教育學部に合併)

≡ = 0

終戦前後十年の回顧

		and the second	目			學
_	外	1	Z.		無	學
科	亟				選	
目	法	1	*	3	擇	科
3H	类	法	- 勞	M	民	
	米	哲	傲	際	岩三	
法	洪	學	法	法	部	
2	2	2	2	2	2	時数
1	1	1	1	1	1	組數
4	4	4	4	4	4	單位
小泉	內田	和旧	松岡	一叉	外岡(二七	擔
					年度限	J⁄≟
					一時間授業)	當
						教
						員
						, (五十音順

四年

度

笋

		其	Ĭ				FS		
		選						=	:
		擇心						科	
		必修						Ħ	
商	刑	民	外	让		πi:	外	<i>;</i>	财
法	法	法	阙 書	磶	學學	會	奕	融	顶
保治	· 各	14	研	演	原	恩	24	0428	D.C.
(次南	1600		光	習	論	想	史	諭	學
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	1	1	6	4	1	1	1	1	1
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
星川	齊藤	野村	(英)一又、工藤、(獨)潮見、(佛)山之內、(華)實藤、(露)平竹	小泉、杉山、高島、外岡	堀	平井	入江	高垣	時子山

禾	¥	
	選擇必修	ħ I
明治法制	佛	17 20 1
史	法	
2	2	
1	1	
4	4	
中村(青)(二七年度休講)	石崎	3 -
1	1	_

一、卒業するには四ヶ年または五ヶ年以上在學し、所定の科目について一三六單位(別に體育四單位)を取得しなければ

ならない。

第

法 學 部 案 內

一、單位の計算は每週一時間の授業で十五週間續ければ一單位を與へられるが外國語に於ては每週四時間の授業で一ヶ年

11 11

於ては二時間の授業に對して一時間の自習が、その他の學科においては一時間の講義に對して二時間の自習が豫想され (三○週間)繼續すれば四單位が與へられその他の科目については每週二時間の授業で四單位となる。たゞし外國語に

一、一三六單位を四ヶ年で履修するとすれば毎年平均して三四單位履修することになる。新制大學は單位制であるが當第 一法學部は便宜上四學年に分け學科を配當してある、每年三四單位つゞ履修すれば卒業出來得るが法學部では最高履修

單位を一、二年度生は四○單位、三、四學年では四八單位迄履修することを認めている。だからと云つて每年四○~四

一、學科は、第一學年には外國語及教育科目をのみ第二學年には外國語、 には專門科目(專門必修科目專門選擇科目)をのみ配當してある。 教育科目の外若干の専門科目を、第三、

八單位を履修して四ヶ年未満で卒業することは認められない。

第二法學部學科配當

第

年

度

(二七、四、一四現在)

四學年

外		或		語	ī		roca.
選擇必修	一ケ國語	100	; 	選擇必修	一ケ國語	第一外國語	學
露	佛		英	佛	獨	英	科
							目
4	4	4	4	4	4	4	時數
1	5	5	1	1	1	10	組數
4	4	4	4	4	4	4	單位
佐藤、	數江、	浦上	今西、	數江、	浦上、	石井、	
龜井	町田、	岡田、	岡村	町田	岡田	工藤	擔
	大澤、	米田、				酒井、	
	室	杉野、				千葉、	當
		御牧、				松田、	教
		加藤(經				岩田、	
						內山、木村、齋藤(數	員
)、椎名、山縣	

終戦前後十年の回顧

終
戰
前
懲
+
年
0
田
顧

			酁	(io de la companya de		育		- CANCELLO	GERNA ON THE	科	0.16%			目		enwester.	
體育	選擇必修	1 7	= }]	自然科學系		超超级化	署 ふ	矛	= *	7 7 1	人	·		選擇必修	二科目	社會科學系		
= (fr n)(j.	人	生物	自然	数	漢	文				歷史		國語		統計	政			#
菱	學	學	學論	學	文	學	學	學	學	學	理學	學	學	學	导	學	學	
	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4
	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1
2	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	四村	向坂	服部、渡部	服部、江袋	大矢根、近藤、大野(二文と合併)	岡澤	渡利	安部	新美	深谷	本内 (二政と合併)	加藤	鈴木	保田(二政と合併)	後盛	酒枝	楠本、高野	實藤

]	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	*		外	···		國		語				
終戦前後十年の回顧			選擇必修	一种目	社會科學系			選擇必修	一ケ國語	第二外國語		選擇必修	一ケ図語	第一外國語	學	第二二	
後十年	國	祉:	統	政	癰	法	中	露	佛	獨	英	佛	獨	英		年	實
の回顧	語	會			濟										目	度	
	學		學	學	Ê	學											技
,	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4			
	2	1	1	1	1	2	1	1	3	4	1	1	1	10	組数		
	4	4	ŧ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	單位		1
三二五	加藤(諄)	鈴木	保田 (二政と合併)	後藤	酒枝	楠本、高野	箕藤	佐藤、龜井	鷲尾、藪江、町田、大澤、室	浦上、岡田、御牧、杉野、川原	堀口、岩田	鹫尾、大澤	浦上、岡田	石井、酒井、千葉、松田、高杉、植木、齊胨(数)、淮名、	擔當數		
五														阿村			

	專	F	9 ;	科	目			耄	ζ,			育				#
間に		必		無選		担担		- *	自然科學系		3	選擇必	~	+	人文科學系	
育		修		擇		修	÷	Ħ ,	亲		1	修	E	I 	系	:
箕	刑	商法一	民法三	民法一	遼		生物	自然科學	數	漢	文	論理	哲	心理	歷史	人文地理
技	法	部	部	部	法	歖	學	諭	學	文	學	學	魯	學	學	學
	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2
	1	2	1	1	1	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1
1	4	4	2	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4
	齊茲(金)	大野、星川	外间	中村(宗)	有倉	四村	向坂	服部、渡部	职部、江袋	大矢根、近藤、大野(二文と合併)	冏澤	渡利	安部	新美	深谷	木内(二政と合併)

第

Ξ

年

度

	Ŗ	科	目	時數	組數	單位	擔 當 敎 員
			行 政 法	2	1	4	有倉
	無選	擇	民法二部	2	1	4	薬師寺
			商法二部	2	2	4	大濱、星川
目	必	修 ——	民事訴訟法	2	1	4	中村(宗)
			刑事訴訟法	2	1	4	岸
	- 라		英米法	2	2	4	田中、楠本
—— 斗	. 7		佛法	2	1	4	柳川
7	担担	1	獨法	2	1	4	中村(英)
			民法契約各論	2	1	4	戒 能
			刑法各論	2	1	4	江家
門	—— 二 科	目	商法(海商保險)	2	1	4	星川
	â		法學演習	2	4	4	潮見、高島、林、岸
			財 政 學	2	1	4	時子山 (二政と合併)
			金融論	2	1	4	中村(佐) (二政と合併)
專	発 ふ			2	1	4	入江
	担 担	催	政治思想	2	1	4	松平
			社會思想	2	1	4	平井
			外國書研究	2	3	4	大野、工藤、潮見

科

選

目

必

無

壆

擔

當

数

員

第

四

年

度

終戰前後十年の回

願

專

選

門

Ξ

法 習

一、卒業するには四ヶ年または五ヶ年以上在學し、所定の科目について一三六單位(內四單位は體育)を履修しなければ

、在學四ヶ年で卒業するには、四ヶ年を通じて四時から授業に出席し、且つ、休暇中に少くとも五週間にわたる授業を 受けなければならない。との條件に該當しない者は在學年限五ヶ年以上を必要とする。

、單位の計算は、外國語においては每週四時間の授業で一ヶ年(休暇を除き)繼續すれば四單位となり、その他の學科 業に對して一時間の自習が、その他の學科においては一時間の講義に對して二時間の自習が豫想されているととを注意 においては每週二時間の授業で一ヶ年(休暇を除き)繼續すれば四單位となる。ただし、外國語においては二時間の授

しなければならない。 か在學四ヶ年で卒業するために特別な條件を必要とすることになつたゆえんである。 從て、いずれの科目でも、授業と自習の時間を合せて每週三時間一五週の學習が一單位ということになり、 夜間學生

、一三六單位を四ヶ年で履修するとすれば、平均して每年三四單位づつ履修することになる。新制大學は單位制である 位數にはおのずから限度があることになるのであろう。 自瞀の時間を合せて每週三時間一五週の學習が一單位という、單位制の趣旨からいつて、一ヶ年三〇週で履修しうる單 とができないかも知れないが、また、年によつては三四單位以上履修することができるかも知れない。しかし、 が、便宜上四學年に分けて學科を配當してある。學年諸君は各自の都合によつて必ずしも每年三四單位づつ履修すると

要するに、四ヶ年または五ヶ年以上在學して、一三六單位を履修した者が卒業して學士となる。

一、履修すべき學科の大部分は所定の範圍內で學生諸君をして各自選擇せしめることになつているが、各學科目とも擔任 目をのみ配當してある。體育は第一・二學年において履修する。 學科は、第一學年には教育科目をのみ、第二學年には教育科目のほかに若干の専門科目を、第三・四學年には專門科

教員および教室の關係から收容しうる學生數に限度があり、從つて、選擇申出がその限度に達したときにはその後の選 終戰前後十年の回顧

一、なお、出席日數三分の二に滿たない者は單位を與えられないことになつているから、注意されたい。 いて、選擇しえないことになり、他の學科目を選ぶか、または、翌年度に期するか、しなければならないであろう。 擇申出を締切らなければならないこともある。このような場合には、自分の希望する學科目を、少くともその年度に

終戦後の學制改革は、早稻田大學がその眞價を世に問うのに終戦後の學制改革は、早稻田大學がその眞價を世に問うのに為 を取る、これをうかがうことができよう。ちなみに新制學部 とのでも、これをうかがうことができよう。ちなみに新制學部 との第一法學部の入學志願者數を示せば、學生定員四〇〇 とに 本のでも、これをうかがうことができよう。ちなみに新制學部 とに とに 本のでき、これをうかがらことができよう。ちなみに新制學部 とに 本のでき、これをうかがらことができよう。ちなみに新制學部 とに 本のでき、これをうかがらことができよう。ちなみに新制學部 とに 本の関係を世に問うのに

二、新制大學院の開設

立つて専門分野を研究し、精深な學識と研究能力を有する者のにおける大學設置審議會において審議の途上に廣い視野ににおける大學設置審議會において審議の途上にあるにすぎない、特別の委員會を設けて目下その具體案の作成中である。で、特別の委員會を設けて目下その具體案の作成中である。で、特別の委員會を設けて目下その具體案の作成中である。で、特別の委員會を設けて目下その具體案の作成中である。

修士課程の修業年限の一般基準は一年以上と定められているが、幸にわ及び教職歴についても嚴格な基準が設けられているが、幸にわの性格上高い基準が定められ、しかもその審査もきわめて嚴格の性格上高い基準が定められ、しかもその審査もきわめて嚴格の性格上高い基準が定められ、しかもその審査もきわめて嚴格の事攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいの事攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいの事攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいの事攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいの事攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいるば、指導教授が二年間を通じて講義及び演習を擔當する科目にほかならない。

が法學部においては、十一人の教授が專修科目の指導教授の認

可を受けた。學生定員は、この專修科目の指導教授一人につい とろさほど多くはない。おそらくは、大學院に對する認識が一 て十人を限度とするものであり、そこで法學研究科の總定員は 一學年百十人と定められた。大學院の入學志願者は、いまのと

ととにもよるであろう。ところで、素質の低下はとれをさけな ければならないので、わが法學研究科においては、必ずしも定 般に普及徹底せず、またその卒業生に對する評價が定まらない

とができる。しかし各専攻については、少くとも前述の専修科 して入學を許可した。 研究科には、さらに各系統の科目について専攻部門をおくこ

目の指導教授二人以上がなければならないことになつている。

そとで、法學研究科においては、さしあたり民事法學專攻、公 法學專攻及び基礎法學專攻の三部門をおくことにした。教授陣

法は次の通りである。 容の充實に伴い、さらに分化が行われなければならないことは いうまでもない。ともあれ、法學研究科の學科課程及び履修方

大學院法學研究科 (修士課程)

度においては六十四名、同二十七年度においては五十九名に對 員を満すことを努めず、むしろ嚴選主義をとり、昭和二十六年

(二七・四・一〇現在)

			專攻	民事法學	記表	甲果	
		Þ			F	ይ	
		注			和		
		多]	1			
講義()	同(二)	演習()	同(二)	講義()	その他		
部	外岡	二部	戒能	部	1	齊壬汝員	
=	=	=	=	=	力.	授業時間	
=	四四	四	=		業時間		
맫			四四	四四	第一年度	單	
	八	八			第二年度	位	1
四	八	八	計	()			
		万 す	修科目を	○印は專		带	

				公法學專攻											
〇 國		— 开)]		小	國	破	强	当) 岑	() [商
際		沒	ķ			際	産	制執	信	動	割			,	法
法	707				私法	法	行	i	长	- 14-	2				
研	研				研	研	法研	To	研		法研		研		
究	究		計	究	究	究	究		究		究				
講	同	演習	同	請義		同	部	同	演	部	演	誹	同	演習	同
義	(二)	(-)	(=)	(一)			義		習	義	習	義	(二)	(→)	(=)
-	齊	二部	江	一部		江	中村	田	野		中村	中村	二 大部		大
又	藤		家			Щ	中村(宗)	中	木	ታ	村(宗)	村(宗)	野		濱
=	=	=	=	=		=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
=	깯	四	=	=		=	=	=	四四	=	四四	=	四	四	=
四四			四	四	三六	四	四	四		四		四四			四
	八	八			四八				八		八		八	八	
四四	八	八	四	四四	八四	四四	四	四四	八	四	八	四	八	八	四

					專	礎 法									
法	英	英	1) 七	1) 去	小	刑	刑	1		á		比	
祉	米	米	ф	交	1	生		事	事	I.	女			較	
會	商	刑事	治	ķ	Ę			政	訴訟	ì		15	Ę	憲	
學	法	法		퉏	1			策	法			砂	F	法	
研	研	研		F	Te			研	砰	6				研	
究	究	究	3	Ė	3	£	計	究	究	3	ጀ	3	ž.	究	
演	同	講	演	講	演	誹		同	同	演	講	演	闻	誹	演
習		義	習	義	習	義				習	義	習		義	習
戒	大	江	水	水	和	和,		齊	小	佐	田	有	鵜	大	
能	演	家	田	田	田	田		藤	泉	藤	上	倉	餇	西	又
=	=	=	=	=	=	=		=	=	=	=	=	=	=	=
=	=	=	四	=	四	=		=	=	=	=	=	=	=	四
		四		四		四四	三九		四		四		79	四	
四	四四		八		八		三六	四		-四		四四			八
四四	四四	四四	八	四四	八	四	六四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	八

合	小	法
		史
		學
		矿
計	計、	究
		誰
		義
		久
		保
		=
		=
八〇	一六	四
一 〇八	二四四	
一八八八	四〇	рц

(---) 法學研究科においては二年以上在學して三六單位を修得し、且つ修士論文を提出するものとする。

履修方法は次の通りとする。 民事法學專攻、公法學專攻及び基礎法學專攻の三專門課程中所屬の專門課程の專修科目から一二單位

但し、專修科目については講義四單位、演習四單位に限り選擇履修することができる。 右專修科目の外に 所屬專門課程の學科目の 內專修科目又は 特修科目の中から 一二單位を選擇履修す (講義四單位、演習八單位)を選擇必修する。

(三) 履修單位取得の方法 殘餘の一二單位は他の專門課程又は他の研究科の學科目の中から選擇履修する。 第一年度 二〇單位—二四單位

第二年度 一六單位—一二單位

各専門課程の學科目を左の二種とする。

専修科目─指導教授が二年間を通じて講義及び演習を擔當する科目(但し、演習八單位の**う**ち四單位 専修科目以外の科目 は論文の指導とする)

四、教授の陣容

うに最も教授陣容の充實した學部としての名聲をかちえている 七人の元老または中堅教授を失つたにもかかわらず、前迄のよ 等の有力教授を失つたことはまことに遺憾である。短期間內に 次(昭和二十二年五月十八日教職適格審査の結果による退職) 八日病殁)金澤理康 (昭和二十三年一月十七日病歿)及中村彌三 三月三十一日退職)、 彦(昭和十七年六月八日)、遊佐慶夫(昭和十九年十一月十七日) この三元老は、中村萬吉 じ最も教授陣容の充實した學部とうたわれるように なつ たの 任教授の養成に努められた。今日わが法學部が學園の內外を通 る。そとで、當時法學部の中樞であつた前記三教授は、鋭意專 部には、専任教授があまりにすくなかつたことによるものであ ているが、大學の當局が法學部の廢止を考えたのは、當時法學 ついては、五十周年記念號に寺屋教授によつて詳細に記述され 三 教授の努力によつてこの計画は遂に放棄された。この經緯に と企てられたことがあつたが、幸に寺尾、中村(萬吉)、遊佐の の順に病歿され、さらに國際私法專攻の高井忠夫(昭和十六年 間に、 大正九年本大學が大學令による大學に昇格した際、大學當局 ひとえに三教授の苦心の賜物というべきであろう。 法學部を政治經濟學部に吸收してその一學科にしよう 商法專攻の長場正利 (昭和十三年五月二十四日)、 (昭和十九年四月十 しかし 寺尾元

り、何時かはこの穴が表面に現われるのではないかと、われわことではあるが、これはなんといつても大きなブランクであができなかつたことがそれである。當時の情勢上やむを得ない事變から太平洋戰爭を通じての約十年間研究者を養成することが、しかしこの關連において一つ氣にかかることがある。支那

れを悩ましている。

K 授一名、專任講師四名の合計三十六名である。 なお こ の 助教授四名、專任講師三名、一般教養科目の教授十一名、助教 の擔任者と一般教養科目の擔當者の合同會議となるに いたつ 各學部に分屬する方針が採用された。從つて教授會も專門科目 本大學においては新制大學の本質に卽して教養科目の擔當者な 大學にみられるように、別に教養學部または教養課程を設けて るかが新たな問題として提起された。この點につき一部の國立 授會も同質的の構成であつた。ところが新制學部では、多數の 法學部の教授といえば法律學の專門家ばかりであり、從つて教 に伴う教授會の構成の變化についてである。舊制學部時代は、 た。ちなみに、現在法學部の專任教員は專門科目の教授十三名 人事を専門課程と劃然區別する建前をとつている大學もあるが 一般教養科目が配置される結果、その擔任教員の配屬をどらす 教授陣容に關して是非記錄しておきたいことは、 助手五名特別研究生三名及び副手十九名がある。 學制の改革

五、學界の民主化と法學部教授の活躍

の科學者の直接の投票される第二回の選擧は、昭和二十三年十 る。會員は各部三十七名であり、有權者名簿に登錄された全國 會に學士院會員の榮譽をえられた。學術會議は學問の分野によ ることになつたが、中村宗雄教授は新しい制度による最初の機 が叫ばれ、遂に昭和二十三年日本學術會議法の制定をみるにい が加えられていたに宀ぎない。しかし終戦後學術體制の民主化 また學術研究會議と稱する組織があつたが、これもほとんど國 院)の沿革は、相當に古い。その會員になることは學者の最高 **| 國的規模の各種學會の組織である。日本學士院(舊名帝國學士** のの原理である。學界もまた民主主義の原理によつて再編成さ って七つの部に分れ、 法律學及び政治學は その 第二部に 屬す して會員も學術會議の總會における投票によつてこれを決定す たつた。とれによつて學士院も日本學術會議の中に織込れ、そ 立大學の獨占物の觀があり、ほんの申譯的に數名の早慶の教授 てはほとんど扉が閉されていたといつても決して過言でない。 の名譽というべきものであるが、しかし私立大學の學者に對し 一月に施行されたが、その結果わが法學部からは、 たが、この面で特に目立つことは、日本學術會議の成立と全 に政治の原理にとどまらず、その根柢においては生活そのも 戦後の諸改革は、民主革命とよばれているが、民主主義は 中村宗雄

> 大濱、中村の兩教授は相次いでその理事長となり、和田教授は 教授はこれらのほとんど全部の學會に加入し、さらに理事また 治學の分野に屬する學會は十六を數えているが、 會が組織され、學界全般に風通しがよくなつた。現在法律學政 ごとに、官、私の別、大學差を超越して全國的規模をもつて**學** も高く、全く群雄割據の觀かあつた。しかし終戦後は、 學會等の少數の例外を除き、全國的規模の學會の組織がなかつ 事になつた。會員の任期は本來は三年であるが、第一期の會員 諸學會相互の連絡をはかり併せて外國の學界との交歡に資する は監事となつてその運營にも主役を演じている。なおこれらの た。しかも官學と私學の問の海に深く、また各大學間のしきり に第二回の選舉が行われたが、前記の三教授は再選され、 については二年と定められており、そとで昭和二十五年十二月 部員の投票の結果大濱教授は第二部副部長、和田教授はその幹 ために、 に中村教授は第二部長に、和田教授は幹事に當選された。 大濱信泉、和田小次郎の三教授第一期の會員に當選し、さらに 從來法律學及び政治學の分野には、 昭和二十四年十一月注、律學政治學會連合が組織され、 國際法學會、民事訴訟法 わが法學部の さら

六、早稻田法學・早稻田法學會誌その他

法學部教授の研究發表機關として大正十一年に創刊された早

その創立以來監事として活躍している。

刊することができた。學術雜誌としては、最も早く復興した方心努力の結果、昭和二十三年の三月(第二十三卷)から漸く復迫等出版界にはいく多の惡條件が山積していたが、いろいろ苦止するのやむなきにいたつた。終戦後用紙の拂底印刷事情の窮害出版はほとんど不可能の狀態になつたので、昭和十年寺尾元で刊行を續けて來たが、戰爭の進展に伴い戰爭に直接關係のな稻田法學は、大論文集の體裁で年二卷または二年に三卷の割合

中福田法學は、雑誌というよりはむしろ數百頁に及ぶ大論文集の體裁を備えた關係上、いきおいその刊行の間隔も長くなり、集の體裁を備えた關係上、いきおいその刊行の間隔も長くなり、集の體裁を備えた關係上、いきおいその刊行の間隔も長くなり、集の體裁を備えた關係上、いきおいその刊行の間隔も長くなり、単稲田法學は、雑誌というよりはむしろ數百頁に及ぶ大論文した。

は、昭和二十五年から「早稻田法學會誌」の刊行を企てた。とては、別にとれを考えなければならない。そとで早稻田法學會學專門雜誌であるので、教養科目の擔任者の研究發表機關とし教養科目の擔任者がある。しかし傳統の早稻田法學は純粹の法法學部教授の陣容には、法律學の教授のほかに、多數の一般

が、いまのところ定期的に刊行するにはいたつていない。もつとも法學部會誌は、終戰後學友會誌と改題して復刊されたもつとも法學部の。學生專用の「法學部會誌」、專門部法律なお前には法學部の。學生專用の「法學部會誌」、專門部法律者には「法の友」があつたが、いずれも戰爭中に中止された。 関年記念號をもつて、第三卷の號を重ねることになつた。 本お前には法學部の。學生專用の「法學部會誌」、專門部法律 なお前には法學部の。學生專用の「法學部會誌」、專門部法律 なお前には法學部の。學生專用の「法學部會誌」、專門部法律